

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社における社外取締役又は社外監査役(以下、「社外役員」という)のうち、以下各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の業務執行者
- (2) 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権数の 10%以上を保有する者)又はその業務執行者
- (3) 直近事業年度における当社との取引金額が当社の売上高の 2%を超える取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の会計監査人である監査法人の代表社員又は社員等
- (5) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、その他コンサルタント等(但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- (6) 当社から年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者(但し、寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている寄付が年間収入の 2%を超える団体の業務執行者である場合)
- (7) 当社の主要借入先又はその業務執行者
- (8) 過去3年間において、上記(1)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)の 2 親等以内の親族